

南陽園在宅サービスセンター事業計画

南陽園在宅サービスセンター（認知症対応型通所介護）は、法人の基本理念である「地域との協働と社会貢献」「利用者中心のサービスの提供」に基づいた、サービスを提供し、地域で生活される高齢者及びご家族を支援する。

1 主要サービス提供内容

ア 定員 1日 1単位 12人

イ 営業日 月～土曜日（12月31日～1月3日を除く）

ウ 営業時間 9時00分～18時00分

エ 主なサービス概要

身体介護、食事、入浴、個別機能訓練、栄養改善、アクティビティ、相談・助言、送迎等 ※送迎バス運行は外部事業者委託、添乗は職員

オ 年間行事予定

| | | | |
|----|-------|-----|-----------|
| 4月 | お花見週間 | 12月 | 年忘れ会・もちつき |
| 7月 | 七夕会 | 1月 | 新年会 |
| 8月 | 納涼会 | 2月 | 節分 |
| 9月 | 敬老会 | 当日 | 誕生祝 |

2 運営の基本方針

(1) 安定的な経営基盤の確保

① 収入の確保と経費節減

ア 利用率80%を確保するために、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと緊密な連携を図っていく。

イ 令和8年度6月介護報酬改定（加算申請等）へ有効かつ適切に対応する。

ウ 「ケアプランデータ連携システム」を導入し業務の効率化を図っていく。

エ 光熱水費の節減に努める。

② 防災対策の推進

ア 南陽園と合同で東京直下型大地震等の災害時の自衛消防計画及び事業継続計画（BCP）の点検を行う。

イ 災害時の伝言方法

N T T東日本が災害時、臨時開設する「災害伝言ダイヤル(171)」を活用し、ご家族に状況報告が出来るようにする。

(2) 利用者中心のサービスの提供

① 利用者ニーズへの対応

- ア 介護保険法の趣旨に従い、ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「自立支援」「尊厳の保持」を基本にサービスを提供するとともに、介護に当たるご家族等の心身の負担軽減を図り、住み慣れた居宅での生活継続を支援する。
- イ 居宅サービス計画に基づいた通所介護計画を作成し、サービスの質を上げる。
- ウ 地域のケアマネジャーとの連携を強化し、地域で生活される高齢者のサービスニーズを把握して、入浴、時間延長、小型車両を活用した柔軟な送迎等のサービスを提供する。

② 利用者の権利擁護の推進

- ア 引き続きご利用者への虐待未然防止の徹底とサービスマナー向上（不適切ケア防止）の推進を図るため、「権利擁護・虐待防止委員会」の定期開催、研修への参加を通じて、全職員に常に虐待防止への意識を高める。
(南陽園と合同での委員会・研修に参加)
- イ 「虐待の芽チェックリスト」による自己点検・相互点検を継続する。
- ウ 「サービスマナーマニュアル」に基づき、全職員に適正な接遇マナー（挨拶・笑顔・丁寧な言葉遣い等）の徹底と業務中の「身だしなみ」にも十分注意して適切に業務にあたる。

③ リスクマネジメントの徹底

- ア 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、南陽園と合同で感染症防止対策委員会を定例開催するとともに、より実践的・効果的な研修・訓練を通して感染症管理体制を強化する。
- イ 感染症に関する事業継続計画（BCP）の点検を行う。

(3) 専門職の連携を活かした職場づくり

① 人材の育成

- ア 認知症ケア・入浴ケアに関する研修を行い、更なるサービスの質の向上に努める。
- イ リスクマネジメント・虐待防止等の研修への積極的な参加と内部研修の充実を図り、学んだ知識を職員で共有しスキルの向上に努める。

② 労働安全衛生の推進

ア 整理・整頓・清掃・清潔・躰を通じて、職場の抱える課題を解決するための改善活動いわゆる5S活動に取り組み、職場の安全・仕事の質・チーム力を高めることを目的に取り組む。

イ 労働災害の発生及びそれに伴う健康障害を未然に防止するとともに、快適な職場環境の形成を促進し、職員の健康の保持増進（定期健診で再検査等の結果を受けた職員への受診の促し等）を図る。

ウ ストレスチェックを活用し産業医と連携して高ストレス予防を推進する。

エ 年次有給休暇の計画取得を行う。

オ 職員が安心して業務に従事できるよう職場でのパワーハラスメント・セクシャルハラスメント防止（リーフレット等での注意喚起）及びカスタマーハラスメント防止（館内掲示、重要事項説明書に明記等）の推進に努める。

③ 実習生等の受け入れについて

学校・養成校等からの研修生・実習生の受け入れに当たっては、受け入れ計画を策定し、各種研修生・実習生が、それぞれに応じた研修・実習目的を達成できるよう指導の充実に努める。

（4）地域との協働と社会貢献

① 地域との連携体制の強化

ア 運営推進会議を年2回開催する。

イ 近隣地域のケアマネジャーとの連携を推進する。

ウ ホームページや広報誌を通じて、センターの情報を積極的に公開する。

② 地域高齢者への生活支援

ア サービス担当者会議、地域ケア会議に積極的に参加する。

イ 生活困難者に対する負担軽減を実施する。

ウ 介護予防自主教室「ももの木トレーニング」の支援

地域高齢者の介護予防自主教室開催に対し、会場（南陽園機能訓練室）、マシンを開放し、相談員及び南陽園機能訓練指導員が支援を行う。